

全米教育専門職基準委員会 (NBPTS) の
「ライブラリー・メディア基準」(2012年版)に関する考察

大城 善盛

(元同志社大学教授)

A Study of National Board for Professional Teaching Standards'
Library Media Standards.

By Zensei OSHIRO

(Former Professor at Doshisha University)

Abstract

The paper first reviewed National Board for Professional Teaching Standards (NBPTS)' *Library Media Standards*. Then it analyzed the contents of the Standards in detail. It has become evident that the Standards emphasizes the functions of both teacher and librarian of an accomplished school librarian. It has also become evident that these functions area transformational. The paper also makes it clear that NBPTS is generally highly valued.

目次:

1. はじめに
2. 教職に対する「5つの中核概念」
3. 「ライブラリー・メディア基準」の概観
4. 考察
5. 終わりに

1 はじめに

ニューヨーク・カーネギー財団 (Carnegie Corporation of New York) の財政的支援を得て 1985 年に「専門職としての教職に関するタスクフォース」(Task Force on Teaching as a Profession) が設置された。1986 年にはそのタスクフォースによって『備えある国家: 21 世紀に向けた教師』(*A Nation Prepared: Teachers for the 21st Century*. 以下、『備えある国家』) という報告書が公表された。それには次のように記されている (抄訳) 1)。

専門職員 (professional) は知識が広く、理解が深い。専門職の職務は特別の専門性 (expertise) を要し、専門職員は自分の仕事に対して特別の判断を下せる。その専門性と判断力は尊

敬され、専門職員のみが保持していると見なされる。専門職員は仕事を遂行する際に高度の自律性を有している。そして、仕事の質を評価する際に使われる基準もまた、専門職員の資格を判断する際の基準を設定し、どのような養成が適切かに関して大きく発言する立場にある。

専門職員は職務を遂行する際に必要な専門性を有していると期待されているために、専門職員を雇用する組織は監督者の権威に拠るのではなく、基本的には専門職員の同僚関係に拠っている。それは、組織の大きな目的という制約の中で、専門職員が何を、如何に遂行すべきかを決定するということである。そのような組織における職務は挑戦的で、達成感を伴う。有能な大学卒業生を惹きつけるのはそのような組織であることを、多くの研究が証明している。もちろん高給も伴っているが。

上記のような状況は学校ではめったに見られない。教師たちは官僚制に満ちた環境で働いている。他人によって作られた規則が教師たちの行動を規制している。教師は専門性を有しないかの如く扱われている、と研究者たちは言い続けている。教師が何を教えるかに関しては、教科書とカリキュラムが詳細に規定している。意思決定はカリキュラム監督者、教師養成の専門家及び外部のコンサルタントによってなされる。専門職的同僚として働く教師たちは、全く異なる原理に基づくこのシステムと常に戦わなければならない。次々と策定される教育政策は教師の独立した判断を阻害するものになっている。

そのような状況に対して、教師は不十分な能力しか有していないから、と正当化する人も居る。しかし、事実は、(教職に就けば) 良い教師になるであろう多くの人がそのような状況のため、教職に就かないということである。この状況が大きく改善されない限り、能力のある人を教育職に惹きつけることは無理であろう。皮肉なことは、教育政策において多くの価値ある変更がなされているが、そのような教育政策は上記のような自分たちの状況を変えるものではない、と教師たちは思っていることである。有能な大学卒業生を教職に惹きつけるためには、専門職として働いている他の職場と競争できるくらいの給料と職場を学校が提供する必要がある。それは、学校と教育専門職の両方において根本的な改革が必要であることを意味している。

また、マイノリティ教師にとっては特別の問題が存在する。マイノリティと貧乏な家庭の子どもたちの教育は、他の子どもたちの教育と比べて質的に劣る。その子どもたちは他の子どもたちより、教育というパイプラインから早く抜け落ちる。その結果、適当な数のマイノリティ教師を確保することは、教育職を魅力のある職業にすることよりも困難である。

以上のような『備えある国家』の報告に応えるべく、1987年にニューヨーク・カーネギー財団の財政的支援のもと、「全米教育専門職基準委員会」(National Board for Professional Teaching Standards: 以下、NBPTS) が設立された。NBPTS は教師による教師のための任意の認証団体である。その主事業は、熟練教師 (accomplished teacher) のための基準を作成し、州の免許を補強すべく、同僚教師によって「熟練している」(accomplished) と認められる教師に NBPTS の資格 (NB certificate) を与えることである。その主目的は、専門職化と同時に授業の質を高めることによって教育改革を行うことである。

大学の教育学部の部長や州の教育長等が NBPTS の理事会のメンバーになったりしているが、大多数の会員は NBPTS によって認証された教師である 2)。そして、認証基準は 12～15 人から成る基準作成委員会によって作成されるが、そのメンバーの殆どは NBPTS の資格を有する現場の教師である。その意図するところは教師からなる NBPTS が熟練教師のための基準を作成し、認証を行い、教育職を専門職化することである。2019 年現在、16 主題領域で 25 種類の基準が作成されている 3)。

上記の 16 主題領域の基準の中に「ライブラリー・メディア基準」(Library Media Standards)が入っている。「早期青春期/ジェネラリスト基準」(Early Adolescence Generalist Standards)が 1990 年に作成されているが、「ライブラリー・メディア基準」は 10 年後の 2000 年に初めて作成された。2012 年には改定版が作成されている。「ライブラリー・メディア基準」は極めて遅れた作成であるが、スクール・ライブラリー・メディア・スペシャリスト (school library media specialist. いわゆる「スクール・ライブラリアン」。以下、SLMS) はクラスや教科担任の教師と比べて副次的 (支援的) な地位しか与えられていないアメリカ合衆国 (以下、アメリカ) の状況を考慮すると 4)、NBPTS が SLMS を仲間に入れたことを学校図書館界は喜ぶべきであると思われる。

この論稿では、最初に 2012 年の改定版をベースに「ライブラリー・メディア基準」を概観し、その後比較図書館情報学的なアプローチで NBPTS 自体も含めた考察を行う。また、日本やアジアの国々への示唆も考察してみる。これらの点に関する先行研究に関しては、「CiNii Articles」や「国立国会図書館サーチ」を検索したが、1 件も見つからなかった。

2 教職に対する「5 つの中核概念」

「ライブラリー・メディア基準」は、「教師のための NB 資格の基盤」(Foundation of National Board Certification for Teachers) と「基準」(Standards) の 2 部構成になっている。「教師のための NB 資格の基盤」の中に「5 つの中核概念」(Five Core Propositions) が記されている 5)。その中核概念とは、すべての熟練教師が知識 (knowledge)、スキル (skills)、能力 (abilities)、コミットメント (commitments) において有すべき基本的な要件のことである。具体的には、以下の 5 項目のことである。

項目 1) 教師は生徒たちと彼ら/彼女らの学習にコミットするものである

熟練教師は、すべての生徒が学習可能であり、高い期待度に応えることが出来るという基本的な信念のもとに実践する。熟練教師は個々の生徒の相違を認識しながらも公平に扱う。生徒の関心、能力、スキル、知識、言語、家族、環境、生徒同士の関係を理解し、実践の際に調整を行う。熟練教師は生徒がどのように発達し学ぶかを心得、生徒の個人的な文脈、文化、能力及び環境に適合させながら、多様な学習理論や発達理論を実践の際に応用する。熟練教師は生徒の学習の所有権と認知的発達にコミットする。また、熟練教師は生徒に自尊心、意欲、忍耐力、市民的責任性、知的冒険心及び他人への尊敬心を育成する。

項目 2) 教師は教える主題とその主題を如何に教えるか知悉するものである

熟練教師は教える主題(教科)を熟知し、その主題の関係領域も理解し、実践での応用法も知っている。主題の内容、構成等への忠実性を保ちながら、熟練教師は生徒の批判的、分析的能力を育成する。

項目 3) 教師は生徒の学習を管理し、監視する責任を負っている

熟練教師は、ダイナミックな指導設定の中で自分たちを生徒の学習の促進者として位置付ける。熟練教師は生徒の学習の監督の仕方を確立しながら、学習環境を醸成し、豊かにし、維持し、変更を加える。熟練教師は多様な指導法を熟知し、その中から必要に応じて適切な指導法を採用する。指導時間、施設的なレイアウト、情報資源及び指導法を効率よく、積極的に利用する。多様な教授法を理解し、特定の生徒への適応性も理解する。熟練教師は、クラス全体及び個々の生徒の進歩度を評価する。生徒の発達と理解を測定する際に評価法の知識を応用する。

項目 4) 教師は自らの実践を体系的に思考し、経験から学ぶ

熟練教師は「己の芸の永久の生徒である」という専門職的義務を有する。省察的学習にコミットしている熟練教師は教育ある人のモデルである。熟練教師は生徒にとって育成しようとする好奇心、正直さ、公平性、多様性への尊敬、異文化の理解の実例となる。さらには、知的発達には欠かせない能力、すなわち理論に裏打ちされた複数の視野を持つ能力、創造的で冒険的になる能力、実験的能力及び問題解決能力、の持ち主の実例となる。

項目 5) 教師は学習共同体の一員である

熟練教師は、方針の決定、カリキュラム開発、専門職研修、指導プログラム等に関して、他の専門職員と協働することで効果的な学校の育成に貢献する。家族やコミュニティとも協働し、学校の仕事を手伝ってもらい、生徒が機会、情報資源、多様性に接する機会を増やす。

3 「ライブラリー・メディア基準」6) の概観

3.1 基準 I (生徒についての知識)

以下同基準の関係概容を各項の A)~C) に整理して示す。

A) 個人としての生徒についての知識

熟練したスクール・ライブラリー・メディア・スペシャリスト (accomplished school library media specialist. 以下, ASLMS) は、生徒の性格、価値観、関心事、才能を理解する立場にある。ASLMS は多様なカリキュラム領域で、また学年にまたがって生徒と接触し影響を及ぼしていくので特別な立場にある。生徒が個人的な関心事で情報を探す際に、フォーマルな指導から個人的な指導まで、

ASLMS は様々な方法で指導を行う。その独特の位置づけ (立場) により、ASLMS は他の教師が気付かない、生徒の個人的なことを知ることができる。ASLMS は生徒の多様な家庭事情をよく把握し、家庭の事情によって生徒のニーズが異なることも理解する。生徒のニーズに対する知識に基づきライブラリー・メディア・プログラム (library media program. 以下、LMP) のすべてを支配する。ASLMS は生徒同士、家族、大衆文化、社会的圧力等の社会的影響を把握し、生徒の個人的な関心事やニーズを理解するために、文学、テクノロジー、ゲーム、音楽、スポーツ及びファッションの傾向を認識する。ASLMS は LMP が生徒の学習に影響を及ぼすことを理解する。生徒たちは読書力において異なり、アカデミック的にも相違があり、異なったニーズを持っていることを理解する。コレクション構築を行う際、それらの要素を配慮するものである。

B) 学校の中の生徒についての知識

ASLMS は、生徒は文化と家族の生産物であることを、学校コミュニティ自身、すべての生徒が大事にされる文化であり、ASLMS はこの文化を確認し、積極的にこの文化に貢献する。ASLMS は、家族の構造は多様であり、家族の文化的、経済的及び社会的状況が、生徒の学習に影響を与えることを理解する。生徒が自分自身や家族に関する資料が見つけれられるようなコレクション構築を ASLMS は行う。

自分にとって感情や容姿が尊敬される安全な避難場所であると生徒が感じるような環境を、ASLMS は図書館に作る。ASLMS は個人的な問題を抱えている生徒と触れ合い、コレクションの中の関連資料を提供する。また多様な評価戦略を用いて学校文化を分析し、積極的な観察者として提言を行う。

C) 学習理論の知識

学習はどのようにして起こるかを認識し ASLMS は、生徒が教科学習において成功するよう、教師と教授パートナーとして行動する。ASLMS は、認知プロセスや社会的学習及び人間の成長・発達と、生徒の学習との関係を理解している。これによって年齢、性別、認知、多重知性、学習スタイル、動機レベル等の相違、及び特別の障害を持つ生徒に対して対応できる。ASLMS は生徒たちと緊密にし、生徒たちが自分たちの学習ニーズ、読書レベル、及び個人的な関心事に沿った資料を探せるよう手助けする。

ASLMS は現在の学習理論を調査し、生徒と接するときの意思決定においてその理論を応用する。ASLMS は専門職関係の文献を読み、学習を続け、研究成果の積極的な消費者になる。

3.2 基準 II (教授と学習)

教育行動 (teaching) は、効果的な指導の設計と実施、効果的な学習環境の整備、効果的な学習戦略の開発及び学校カリキュラムの強化と支援を含む。ASLMS は主題領域の知識を証明できる教導のための指導者である。生徒にとって意味のある学習機会を作るべく、研究と理論によって確立されている教授原理と実践法を採用するものとしている。

以下同基準の関係概容を各項の A)～C) に整理して示す。

A) 学習理論の応用

学習理論と情報探索理論の知識を有し、さらには学校カリキュラムを熟知したうえで ASLMS は、多様な学習機会を用意するために教師と共同計画、共同教授、共同評価を行う。教授と学習を推進すべく、すべての学習コミュニティにリソースへのアクセスの仕方とその利用法を教える。協働によってすべてのレベルの学習者のニーズに応えることが出来、ASLMS は同僚の中核となる。ASLMS はすべての生徒への教授機会を設計する際に、学習理論と最善の実践法を応用する。すべての生徒の知識を増強させるために、計画及び実践において個別化教授法と足場かけ教授法を採用する。

B) 指導 (授業) の設計と実施

授業設計、開発、評価、リソース及び情報アクセスの知識を有する ASLMS は、教師との教授パートナーとして効果的に協働する。ASLMS は、学習環境を良くし、高レベルの思考を育成し、教科の知識を深め、情報へのアクセスと理解を深めるようなプログラムを作成し運営する。

ASLMS は多くの教科で共同授業 (co-teach) を行う。学習者の多様なニーズに応えるために批判的思考、情報探索と利用、出現するテクノロジーの領域で教授する。生徒が独立した生涯学習者及び自己評価者になるような機会も設定する。

C) 活動的で効果的な学習環境の整備

ASLMS はスクール・メディア・センター (学校図書館の意。以下、LMC) の物理的な環境が学習プロセスに影響を与えることを知っている。ASLMS は LMC が生徒の娯楽のための読書や生涯学習のための場所になるよう設定する。また、LMC が生徒や教師を惹きつけるような場所になるよう、オープン且つフレンドリーで、楽しい環境作りをする。さらに ASLMS は、LMC が高レベルの多様な活動が同時に行えるような場所になるような環境作りもする。

ASLMS は学習者の教育的、個人的な発達を支援するような、魅力的で、且つ刷新的なバーチャルな LMP を維持する。学習環境の変化を予見し、最近の研究と最善の実践法に基づいた方針を唱導する。ASLMS は教育目的によっては、全クラス、小グループ、1 対 1 の指導法を用いる。グループ学習が 1) 生徒間の社会的相互作用、2) 発達相違への尊敬、3) 学習への多大な参加、4) 信頼の文化、5) 責任性、6) 相互の尊敬、7) 教育可能なモメントの創造、に好影響を及ぼすことを理解する。

D) カリキュラムの強化と支援

ASLMS は学校レベル、学区レベル、州レベル及び国レベルにおけるカリキュラムの遂行において重要な教授チームのメンバーである。種々の委員会に参加し、学校やカリキュラムのニーズに応えるべく、学校外からの情報の入手も試みる。ASLMS は州レベルや全国レベルの基準を注視し、教師と協働し、カリキュラムに進んだ情報スキルを取り込む。カリキュラムについて広く、総合的な知識を持つ ASLMS は、学際的なプロジェクトの場合、教師たちをまとめ、協働的に計画し実施する。

3.3 基準 III (図書館情報学の知識)

図書館情報学 (library and information studies) は人々と彼ら/彼女らの必要とする情報を如何に結びつけるか、に直接焦点を当てる。図書館情報学はあらゆるフォーマットの情報の創造、入手、組織化、表出、保存、検索、管理及び利用を包含する。図書館情報学はまた、それらの機能を支えるテクノロジーにも関心を寄せる。さらには、多様なニーズを満たすための情報探索の様々な戦略にも関心を寄せている。

以下同基準の関係概容を各項の A)～D) に整理して示す。

A) 専門職の原理に関する知識

ASLMS は、図書館情報学の原理の知識が効果的な LMP を構築する際の基礎であることを理解する。この基礎 (原理の知識) が LMP における職員構成、経営管理及び評価の際の指針となることを理解する。またカリキュラム開発、協働、指導の開発、生徒の学習の評価の際にこの基礎 (原理の知識) を応用する。LMP に意味があり、鮮明で、かつ学習コミュニティのニーズや目標と関連していることを確かにするために、ASLMS はこの基礎 (原理の知識) を利用する。ASLMS は、多様なアイディア、視野及び経験を盛り込むことで知的自由を守るようなコレクションを構築し、維持管理する。図書館情報専門職の研究基盤、戦略的な長期計画プロセス、効果的な方針 (や手続き) の作成法、及び LMP の経営管理・維持の最善の実施法について熟知している。読書、情報リテラシー及び LMP との基本的な関連を熟知している。そして、ASLMS は人々がマルチ・リテラシー関連の概念やスキルをマスターするよう努力する。

B) 効果的な組織化と実践に関する知識

ASLMS は、情報の選択、保存、アクセス及び検索の手続きを決定する。経営管理者としての責任にはコレクションの収集、組織化、提供及び維持が含まれる。これらのタスクは情報とリソースへの効果的、効率的、さらには物理的、知的なアクセスを準備するという、全体的な目標を達成するためには必要な要素である。施設・設備の設計、管理について熟知している ASLMS は、学習コミュニティの多様なニーズに応える必要があることも知っている。フレックス・タイム制やリモート・アクセスについて関係者と議論をする。LMC を学習につなげる魅力的で居心地の良い場所にするために、テクノロジーをどのように応用するかを知っている。

C) コレクションに関する知識

ASLMS は多様なニーズを有する学習者のために、多様なリソースの多様なフォーマットについて知っている。児童やヤングアダルトの文献に精通している ASLMS は、学習者の教科領域、能力レベル、言語及び個人的関心事にマッチした文献の選択法を熟知していることを証明できる。ASLMS はマルチ・リテラシーの重要性を理解し、生徒がデジタル的、視覚的、文字的、電子的情報等に接することが出来るようにする。ASLMS は、あらゆるフォーマットの情報へアクセスし、評価し、利用する能力は生徒にとって極めて重要な情報スキルであることも理解する。生徒の関心事やニーズを満た

すために、また潜在能力を最大限に発揮させるために、生徒に適切なリソースも紹介する。

D) 情報探索に関する知識

ASLMS は情報探索のエキスパートである。ASLMS は問題解決に必要な創造的、批判的思考の教授の際に、如何にして情報探索を統合させるかを知っている。レファレンス・インタビューを通じて、生徒に自分のニーズを明確にさせる術も知っている。さらに、生徒に情報の同定、検索・入手及び評価法の効果的な戦略も教える。

3.4 基準 IV (リーダーシップ)

以下同基準の関係概容を各項の A)～C) に整理して示す。

A) 教授上のリーダーシップ

ASLMS は一貫した先見性のある教授上のリーダーシップを発揮する。教師、管理職、家族、ボランティア等と協働して、ASLMS は学校や学区のカリキュラムを設計する。教育の最善の実践法を理解し、そのモデルとなり、すべての学習者のための教育機会を唱導する。

ASLMS は LMP の強みと弱みを同定し、より良い LMP をもたらすための意思決定を行うために、エビデンスに基づく実践を行う。ASLMS はエビデンスを収集し、分析し、共有するために最新のテクノロジーを利用する。その目標は、学校コミュニティのメンバーが生涯学習者になるよう力づけることである。

ASLMS は多様性、公平性及び倫理性の原理を固守する。ASLMS は多様なニーズに応えるために個別指導を行い、適切なリソースへの公平なアクセスを準備するために教師とパートナーシップを組む。学習者の「アメリカ合衆国憲法修正第 1 条」に記されている権利を守るためにリーダーシップの役割を発揮する。

B) 管理運営的リーダーシップ

ASLMS は情報とリソースへの公平なアクセス及び倫理的利用を確実にする方針を解釈し実施に移す。LMP と関連する現在の教育の傾向と進展を常に注視している。

ASLMS は、学習者のニーズにマッチした学習環境を醸成するために他の人たちと協力する。LMP の目標、方法及びリソースをレビューし、必要ならば修正すべく、常に省察を行う。例えば、フレックス・タイム制が LMP を進展させ、生徒の学習成果も上がると認識したならば、ASLMS はこの案を校長に提出して支持を求める。ASLMS は予算編成のメリットを理解している。ASLMS は学校の教育ニーズ、リソース及び優先度を校長に説明することで予算サイクルにおけるリーダーシップを発揮する。そして、短期・長期の目標を達成するための予算支援を得るべく、根拠に基づいて論を展開する。

C) 専門職的リーダーシップ

ASLMS は、学校の同僚、地域の同僚及び専門職協会の仲間と専門性を共有する。また、他の人たちが学校図書館界に入るよう奨励する。ASLMS は、教師、校長及びコミュニティのメンバーとの強い関係を築く能力は、創造的、持続的変化をもたらすための基盤であることを知っている。地域の他の同僚の研修の際にリーダーシップを発揮する。ASLMS はカリキュラムとテクノロジーのエキスパートとして、教師の研修に向いている。特に新しいテクノロジーの利用の研修において有用である。

3.5 基準 V (管理運営)

以下にその概略を示す。

LMP の管理運営には、計画、実施及び評価が含まれる。ASLMS は、この管理運営は ASLMS の特有の分野であることを認識する。ASLMS は柔軟で、適応的で、かつ相互作用的であるという流動的な環境の中で、教授的役割、情報専門家としての役割、管理運営者としての役割のバランスを取らなければならない。ASLMS は成功を収めるためには、施設・設備、コレクション、プログラム及び支援職員の効果的な管理運営者にならなければならないことを理解する。管理運営の職務は舞台裏の仕事であるが、それらの職務は LMP の成功には欠かせないものである。ASLMS は LMP のビジョンや使命を表明する文章を作成し、目標や目的、方針や手続きを設定する際に学習コミュニティと定期的に、かつ密接に会合を持つ。ASLMS は知識を有するリーダーとして、カリキュラム委員会、計画委員会、教科委員会の会合に参加する。学校コミュニティと定期的な接触を保つことで、ASLMS はカリキュラムのニーズに基づいた適切なリソースを選択することが出来る。そして、短期、長期の目標を設定する際にこの情報を利用する。

3.6 基準 VI (テクノロジーの統合)

以下にその概略を示す。

新しいテクノロジーは LMC で最初に導入されることが多いので、ASLMS はそれらのテクノロジーの重要性と、その効果と刷新的な利用法を説明する。ASLMS は教師として教授に一連のテクノロジーを利用する。プログラムの管理運営者として、効果的な学習環境を支援するためにテクノロジーを利用する。

LMP へのテクノロジーの応用は、教育と学習の新しい方法への支援を可能にするためである。ASLMS は、同僚との協働を目的とする、また学習目標を達成する効果的な教授法を目的とする、多様なテクノロジーの利用法を知っている。ASLMS は、同僚の教師が新しい教授法を開発すべく、創造的で刷新的なテクノロジーの利用法を模索している際に手助けする。ASLMS 自身、効果的で想像力豊かにテクノロジーを利用する際のモデルとなる。それは生徒が問題解決や創造的思考のためのテクノロジー利用スキルを増大させるような実践である。

3.7 基準 VII (アクセス、公平性及び多様性)

以下にその概略を示す。

アクセスとは ASLMS、物理的環境、情報及びリソースの入手 (接近) 可能性のことである。公平性とはすべての学習者を受容し包摂することである。多様性とは、人種、国籍、民族、母国語、社会・経済的ステータス、年齢、宗教、能力のレベル、物理的、心理的障害、性及び性的指向に関係なく、すべての学習者を尊敬することである。アクセスを準備し、公平性を確かにし、多様性を受容することは ASLMS の実践において必須である。学習コミュニティのすべてのメンバーに情報とアイデアへのアクセスを可能にすることは ASLMS の役割である。ASLMS は生徒の学習を支援し、クラスの教師と協働し、そして多様な生徒の学習ニーズを満たすよう指導を行う。ASLMS は、すべての生徒を公平に扱う際に生ずる複雑さに敏感でなければならない。ASLMS はすべての学習者を重要な個人で活発な貢献者として扱い、積極的に話しかける。学習者のリソースへのアクセス度には相違があり、そのような相違に沿って対処する。ASLMS は、すべての生徒への高い期待と公平性に基づく学習環境を醸成する。公平性と尊敬の念が満ちている雰囲気、目的、かつ体系的に作る。また、カリキュラム支持と多様な視点を提供するコレクション構築の方針と手続きを促進し実施する。

3.8 基準 VIII (倫理)

以下にその概略を示す。

ASLMS は著作権、知的財産権、フェアユースに関わる現在の法律や規則を遵守する。同時に、守秘義務と知的自由に関わる専門職の原理にコミットする。学習コミュニティの同僚と協働して、専門職のガイドラインや関連法律と合致した学校方針を作成する。問題になった資料に関する取扱いについては、学校の方針に則る。

ASLMS はリーダーの役割を果たす際に、情報利用における責任ある行動のモデルとなる。テクノロジーの進歩によって情報やメディアへのアクセス及び利用に関して早急な修正が必要になることを理解する。ASLMS は、生徒のプライバシー保護が知的自由の基盤であることを理解する。プライバシー保護の確保により、生徒が問いかけられる心配をすることなく、自由に情報ニーズを満たす環境が醸成されるからである。ASLMS は学習者に知的財産権、著作権、フェアユースに関して教授する。

3.9 基準 IX (アウトリーチと唱導)

以下にその概略を示す。

活動的で情報に通じた家族が学習の機会を支援するネットワークの構築者であることを、ASLMS は理解する。ASLMS は生徒の家族や他の大きなコミュニティの中に LMP の支持者を見つける。コミュニケーションを度々として、助言やアドバイスを求める。LMP の強化やマルチ・リテラシーの拡大を目指す ASLMS は、公共図書館、大学図書館、コミュニティ機関及び博物館等の教育・文化機関とのパートナーシップを歓迎する。また、LMP の支援につながるコミュニティ・イベントに参加する。さらには、図書館の開館時間を延長してコミュニティ・イベントを図書館内に設けたりする。

3.10 基準 X (省察)

以下にその概略を示す。

ASLMS は省察によって、知識を増やし、生徒の学習を進展させ、LMP を進展・強化する。そして、学習コミュニティのメンバーとの協働を促進させる。省察は ASLMS の責任性、専門職的發展及びリーダーシップにとって核となるものである。

ASLMS は生涯学習にコミットしており、省察が実践を強化する継続的プロセスであることを理解する。図書館情報学の倫理的領域で自己点検をすることは省察的实践において必須であることを知っている。また、ASLMS は LMP のすべての領域で省察が必須であることも知っている。

4 考察

4.1 「ライブラリー・メディア基準」に対する全般的な考察

以上、2 章で教職に対する「5 つの中核概念」、3 章で「ライブラリー・メディア基準」を概観した。SLMS はその 2 つの基準をベースに作成されたテストに合格した人が熟練教師として“NB certification”を与えられる訳である。SLMS の場合は、熟練教師の名称は ASLMS ということになる。2 つの基準から見えてくるのは ASLMS の教師とライブラリアンとしての 2 つの機能で、その内容は極めて斬新なものである。特に教師的なスタンスが特徴的である。

テストを受ける資格は、1) 認定されている大学からの学士号を保持していること、2) 学校での最低 3 年間の教育経験があること、3) 教師の免許を要求する州では教師の免許を保持していること、である。

NBPTS の「ライブラリー・メディア基準」とそのテストは学校教育界で高く評価されていて、2001 年現在、アリゾナ州、アーカンソー州、オクラホマ州、フロリダ州、ケンタッキー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、ロードアイランド州が NB の資格取得者 (ASLMS) に州の SLMS の資格を与えている 7)。School Library Connection の 2020 年の報告によるとアリゾナ州、カリフォルニア州、フロリダ州、ニューヨーク州、オクラホマ州、テキサス州、バーモント州、ワシントン州が ASLMS に SLMS の資格を与えている 8)。NBPTS の資格は「熟練した SLMS」の資格証であり、それを SLMS の基礎資格と認める州があってもおかしくはないが、それでも NBPTS の資格は一応高く評価されていると理解して良いように思われる。

ギャリー (C. P. Garry) は次のように記している 9)。

ASLMS としての資格を取得するためには、候補者は自分の指導と生徒への影響について熟知していることが求められる。定期的な省察が求められ、それが指導の効果を測るための内省的習慣となる。NB 資格を取得することによって、ASLMS は同僚の教師の心の中に ASLMS の「教師」としての役割を固めることができる。意味のある協働関係の樹立及び「必須の教育者」として認められるためには、教職員と生徒たちに熟練教師 (NB certified teacher) として認められることが必須である。NB 資格を取得することにより、地域、州及び国レベルで多く

のリーダーシップを発揮する機会に恵まれる。多くの学区が NB 取得者 (ASLMS) の専門性を信頼し、彼ら/彼女らにリーダーとして、またメンターとしての役割を果たすことを期待している。

上記のギャリーの言説によっても、NBPTS の「ライブラリー・メディア基準」及びその資格付与は一応成功していると言える。

4.2 NBPTS 自体に対する考察

NBPTS それ自体の評価はどうであろうか。2008 年に、全米研究評議会 (National Research Council) は、NB 資格保持者によって教えられた生徒はそうでない生徒よりテストで良い成績を修めている、という報告書を出している 10)。

2014 年には、NBPTS が以下のように記している (抄訳) 11)。

2013～14 年に 4000 人の教師が NB 資格を取得し、現在 11 万人以上の教師が NB 資格を取得している。PDK International and Gallup の調査によると、80% 以上のアメリカ人が、教師は教員免許に加えて、NB 資格も得るべきだと思っている。さらに、70% のアメリカ人が、新人教師はクラス担任になる前に少なくとも 1 年間は NB 資格者の下で指導を受けるべきであると思っている。

NBPTS の会長ソープ (R. Thorpe) は、「NB 資格が教育職の期待に添い、当然のように思われるようになるまでには未だ時間がかかる。アメリカの全教師のほんの少数しか NB 資格を得ていない。生徒の将来を考えると、その資格取得を軌道に乗せて大多数の教師が資格を取得する必要がある」、と述べている。

NB 資格者を対象とした NBPTS による最近の調査によると、54% がチームリーダー、36% が教科長、15% が教授指導の開発系の職務に就いている。また、43% は教師評価システムの実施に関係している。4 人のうち 3 人が職員研修をリードしている。

米国教育協会 (National Education Association) 会長ガルシア (L. E. García) は、「NB 資格は教師が熟練教師と認められる手段の 1 つである。NB 資格は良い教師が自分の実践に対して省察する挑戦 (機会) になっている。NB 資格を得た教師を祝福し、その教師の教えを受ける生徒のことを考えるとエキサイトする」と述べている。

2015 年には、全米で NB 資格者が最も多いワシントン州で NB 資格保持者と資格を有しない教師に教えられた生徒の成績を調査したところ、NB 資格保持者に教えられた生徒の成績が良かった、とコーワン (J. Cowan) 等が報告している 12)。

2017 年には、ミシシッピ州立大学 (Mississippi State University) の全米戦略的計画・分析研究センター (National Strategic Planning & Analysis Research Center) は NB 資格保持者に教えられた幼稚園児と小学 3 年生のリテラシーは、資格保持者には教えられていない園児と小 3 の生徒のリテラシーより遥かに高かった、と報告している 13)。

2018 年にはサウスカロライナ州が、同州で過去 5 年間で教師を辞めた人を、NB 有資格者と無資

格者を比較すると、有資格者で辞めた人が極めて少ない、と報告している 14)。

上記のように、多くの報告が NBPTS を肯定的に評価している。他方、照屋は NBPTS に関してアメリカのある学区の教育長、学区スタッフ、当該中学校およびミドルスクールの校長と教員の計 8 人を対象にインタビュー調査を実施し、否定的な評価を下している。そして、次のように述べている 15)。

[この調査は]NBPTS による優秀教員資格認定が、その理念的意義への注目の高さに比して量的な広がりがない理由について明らかにした点に意義がある。つまり、①認定者拡大の障壁となっているのは、現場レベルの本制度に対する意味づけの低さであり、②そのような意味づけを支えているのは、「教育の専門性」についての捉え方の違いが存在するということである。

NBPTS は教員の「専門職的自律性」の確立を目指す専門職化運動の 1 つである。上記で引用したように、2014 年時点で 11 万人以上の資格取得者が居るにも拘わらず、NBPTS の会長は「アメリカの全教師のほんの少数しか NB 資格を得ていない」、と記しており、照屋がそのような状況を把握していたかどうか疑問が生じる。それよりも NBPTS の評価に際して、たった 8 人の教育関係者とのインタビュー調査が妥当かどうか、いくぶん疑問も残る。

また、NBPTS が公教育における社会的公正 (social justice. 社会正義) を強調していることを見落としてはならない。「1. はじめに」で、『備えある国家』の報告書の中で、「マイノリティと貧乏の家庭の子どもたちの教育は、他の子どもたちの教育と比べて質的に劣る。その子ども達は他の子ども達より、教育というパイプラインから早く抜け落ちる。その結果、適当な数のマイノリティ教師を確保することは、教育職を魅力のある職業にすることよりも困難である」、と記されていることを紹介したが、それが公教育における社会的公正への言及である。教職に対する「5 つの中核概念」の中にも社会的公正が織り込まれている。特に、項目 2.4 の中の「熟練教師は生徒に育成しようとする好奇心、正直さ、公平性、多様性への尊敬、異文化の理解の実例となる」は、社会的公正を成就するための教師の役割を強調している 16)。

4.3 「ライブラリー・メディア基準」の内容的側面に対する比較的考察

ここでは「ライブラリー・メディア基準」の内容的側面の考察を行う。「ライブラリー・メディア基準」は「1. 生徒についての知識」、「2. 教授と学習」、「3. 図書館情報学の知識」、「4. リーダーシップ」、「5. 管理運営」、「6. テクノロジーの統合」、「7. アクセス、公平性及び多様性」、「8. 倫理」、「9. アウトリーチと唱導」、「10. 省察」、と「10 の基準」構成となっているが、米国学校図書館員協会 (American Association of School Librarians, 以下 AASL) が SLMS の評価法として推奨する「Danielson Model for Library Media Specialist」(以下、「Danielson モデル」)を見ると 17)、以下のように 4 項目構成となっている 18)。

1. 計画と準備 (Planning & Preparation),
 - a) 文献と現在のライブラリー/メディアの実践と IT の知識を証明できる

- b) 学校のプログラムとそのプログラムにおける生徒の情報ニーズについての知識を証明できる
 - c) 状況と生徒にマッチした LMP の目標を設定している
 - d) 学校や学区を超えての情報資源の知識及び ILL によってそれらの情報資源へアクセス出来るという知識を証明できる
 - e) 学校全体のプログラムに統合された LMP を計画している
2. 環境 (The Environment)
- a) 尊敬と信頼の環境が出来ている
 - b) リサーチ (research) と文献愛好の文化を醸成している
 - c) 図書館手続きを設定し、維持している
 - d) 生徒の行動を管理できている
 - e) スムースな流れが可能になるよう、物理的スペース設定が出来ている
3. サービスの提供 (Delivery of Service)
- a) 学校のニーズと予算の範囲内でコレクション構築が出来ている
 - b) 指導と教授の設計の際、教師と協働する
 - c) 生徒に文献を楽しみ、情報スキルを学ぶようにさせている
 - d) 図書館のテクノロジーの利用に関して生徒と教師を支援する
 - e) 柔軟性と応答性を証明する
4. 専門職的責任 (Professional Responsibilities)
- a) 実践を省察する
 - b) 報告と予算を準備し提出する
 - c) 大きなコミュニティとコミュニケーションを取る
 - d) 専門職コミュニティに参加する
 - e) 専門職開発 (研修) に励む
 - f) プロフェッショナリズムを示す

以上が「Danielson モデル」の概略である。「Danielson モデル」も「ライブラリー・メディア基準」も教師用の基準が基盤になっているが、このように項目の構成法に大きな相違がある。因みに、「Danielson モデル」はケンタッキー州を含め、いくつかの学区が採用している 19)。

「ライブラリー・メディア基準」と「Danielson モデル」における項目の構成法の大きな相違は、主にこの 2 つの基準の SLMS の機能 (役割) に対する考え方の相違から来していると推察される。すなわち、「ライブラリー・メディア基準」に記されている最初の 2 基準 (項目): 「基準 1 (生徒についての知識)」と「B (学校の中の生徒についての知識)」が「Danielson モデル」にはない。換言すると、「Danielson モデル」は SLMS の教育的 (教授的) 機能としては情報リテラシーの育成を強調し、従来型の役割に留まっているのに対し、「ライブラリー・メディア基準」は情報リテラシーの育成に留まらず、複数のリテラシー育成まで拡大し、その育成には複数の教科やカリキュラム改編まで必要であるとして、指導の計画から評価まで教師と同格の役割を担っている、と主張している。

「Danielson モデル」では、「ライブラリー・メディア基準」とは異なり、SLMS は教師とは一線を描いて、他の専門職カテゴリーの中に入れられている。そして、教師用の「クラス環境」(Class Environment) は「環境」(The Environment) へ、「教授 (指導)」(Instruction) は「サービスの提供」(Delivery of Service) へ変更されている。そのことは当然、「ライブラリー・メディア基準」と比べて、SLMS の教授 (指導) 的役割を減じていることを意味する。教授 (指導) 的役割の軽視は、さらに SLMS のリーダーシップの役割の軽視にもつながっている。「ライブラリー・メディア基準」が ASLMS のための基準であり、「Danielson モデル」は通常の SLMS の評価のための基準であることを考慮すると一応納得が行くが、専門職化を考慮した場合、「ライブラリー・メディア基準」が今後 SLMS が目指すべき方向性のように思われる。クルト等の『ガイド付き探究: 21 世紀の学習』(20) が論じるように、SLMS を教育の必要要因にするためには、「ライブラリー・メディア基準」が最適のように思われる。

ジョージア州には、ジョージア・スクール・ライブラリー・メディア・スペシャリスト・コンソーシアム (Georgia School Library Media Specialist Consortium) によって 2013 年に作成され、2019 年にジョージア・ライブラリー・メディア協会 (Georgia Library Media Association) と共同で修正している「スクール・ライブラリアン評価ツール」(School Librarian Evaluation Instrument) がある。そのツールは、以下の 10 項目構成となっている (21)。

- 1) 指導上のパートナーシップ (Instructional Partnership)
SLMS は、指導 (instruction) を協働して計画し、そして教師を支援し、すべての生徒の多様なニーズに応えるために、州や学区のカリキュラムや基準、効果的な戦略や情報資源を利用して LMP を開発する。
- 2) 読書の役割 (Role of Reading)
SLMS は読書文化を開発し、読書を学習、個人的成長及び娯楽の基礎的スキルとして促進する。
- 3) IT リテラシー
- 4) 指導上のリーダーシップ (Instructional Leadership)
SLMS は、学校の意思決定チームのメンバーになり、専門職的学習の設計や実施を行い、そして学校刷新につながる教授と学習に対する共通のビジョン作りに貢献することによって、すべての生徒の成功を達成する。
- 5) リサーチの効果的な実践 (Effective Practices for Research)
SLMS は学習法とリサーチ法を教え、その最高の実践者のモデルとなる。
- 6) プログラム計画と運営 (Program Planning and Administration)
- 7) 肯定的 ([勉強しやすい]) な学習環境 (Positive Learning Environment)
- 8) コレクション構築 (Collection Development)
- 9) プロフェッショナリズム (Professionalism)
- 10) コミュニケーション (Communication)
SLMS は、生徒の学習を増強するような方法で関係者とコミュニケーションを取り、協働す

ることで、すべての生徒の成功を達成する。

以上がジョージア州の「スクール・ライブラリアン評価ツール」の 10 項目 (いくつかの項目には説明も付した) である。このように、ジョージア州でも 10 項目構成となっているが、項目の立て方は「ライブラリー・メディア基準」とは異なる。内容的には「Danielson モデル」と「ライブラリー・メディア基準」の中間に位置するが、どちらかと言えば、「ライブラリー・メディア基準」に近い。「Danielson モデル」と比較して、SLMS の教師的な役割と学校刷新のためのリーダーシップがより強調されていると言える 22)。

このように、項目数は同じでも項目の立て方はそれぞれ異なっており、アメリカでは項目 (内容) の立て方は統一が取れていない。そのことから、アメリカでも学校図書館学は SLMS の評価法の標準化までは進んでいないと言える。SLMS の評価法に関しても、論理的一貫性を保つために学校図書館学的視点から SLMS に期待する機能 (役割) を整理し、項目立ても標準化すべきであろう。学校図書館学的視点からの SLMS の機能 (役割) とは、巨視的に見れば、「ライブラリー・メディア基準」に記されている、1) 教授的役割、2) 情報専門家としての役割、3) 管理運営者としての役割、のことである。

なお、NBPTS は 10 項目構成にしたことに関して、「序文」で次のように記している (抄訳) 23)。

21 世紀は LMP の性格を一変させた。現在及び出現する情報テクノロジーとデジタル・コンテンツと織り交ざって、この革命 (一変) は ASLMS が学習コミュニティのすべてのメンバーに情報資源への公平なアクセスを促進する素晴らしい機会を与えている。それはまた、ASLMS が生徒の活躍を助け、自身が教師として、学習者として、リーダーとしての貢献を拡大する機会にもなっている。ASLMS は教え、学び、協働し、探究し、読み、聞き、唱導し、ケアし、刷新し、創造し、生産し、省察し、そして成熟した専門職員であることに喜びを覚える。

過去 10 年の間に学校図書館専門職は大きく進化した。1) 教育に関する新しい法律やプロジェクト及びテクノロジーの刷新、2) より柔軟な学習環境へのシフト、3) ますます増大する多様な学習者、4) 生徒がどのように学習するかに関する知識の増大、及び 5) 学習のためのより複雑なスキルの必要性、により ASLMS の将来はエキサイティングなものになっている。

学校図書館学の領域の主要要素である「協働」に変更が加えられた。初版に記されている「統合された指導」(integrated instruction) は、ASLMS が協働、計画、実施及び生徒の評価を通して情報リテラシーをカリキュラムへ統合することを要求していた。今日では、「統合された指導」は情報リテラシーだけでなく、複数のリテラシーを育成すべくカリキュラム横断的に指導することを意味する。今日の ASLMS は、生徒や教師と協働することによって、生徒が生涯学習者になるべく強力な環境を醸成し、教科の中へ (ASLMS の) 指導を統合する。協働的学校環境の中で新しい指導及び学習のモデルを反映させるため、また、多様な学習者のニーズを満たす ASLMS の重要性を示すために、「リーダーシップ」が独立の項目になっている。

以上、「序文」の中で重要と思われる部分を抄訳した。約 10 年前の基準であるが、「序文」の中から見えてくるのは、斬新的な ASLMS の姿である。「序文」には「アクセス、公平性及び多様性」に関しても言及されているが、「アクセス、公平性及び多様性」は社会的公正と深い関りがあり、「3.7

基準 VII (アクセス、公平性及び多様性)」で詳しく記されている。下に再度記す。

アクセスとは ASLMS、物理的環境、情報及び情報資源の入手 (接近) 可能性のことである。公平性とはすべての学習者を受容し包摂することである。多様性とは、人種、国籍、民族、母国語、社会・経済的ステータス、年齢、宗教、能力のレベル、物理的・心理的障害、性別及び性的指向に関係なく、すべての学習者を尊敬することである。アクセスを準備し、公平性を確かにし、多様性を受容することは ASLMS の実践において必須である。

上記はまさに ASLMS の社会的公正への責務を記している。「IFLA 学校図書館宣言」は、「年齢、人種、性別、宗教、性的指向、障害、国籍、言語、職業的・経済的・社会的ステータスに拘わらず、小中学校図書館環境におけるラーニング・コモンズ、情報資源及びすべての学習者のニーズや能力に応じた個人的指導の機会への公平なアクセスは保障されなければならない」24) と記している。そして、その根拠を「国際連合世界人権宣言」(United Nations Universal Declaration of Human Rights) に置いているが、その意図するところは「社会的公正」である。

因みに、「ユネスコ公共図書館宣言 1994 年」改訂には以下のように記されている 25)。

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数グループ (マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

上記のことから、「アクセス、公平性及び多様性」は図書館、特に公共図書館と学校図書館の極めて重要な機能 (本質的な機能の 1 つ) であり、(専門職的学問としての) 図書館情報学はその重要な機能を如何にしたなら遂行できるか、に焦点の 1 つを当てるべきであると思われる。

4.4 日本への示唆

次に、日本やアジアの国々の教育界や学校図書館界はどのような示唆が得られるかを考察してみる。「1. はじめに」で『備えある国家』が「教師たちは官僚制に満ちた環境で働いている。(中略)。教師は専門性を有しないかの如く扱われている (中略)。教師が何を教えるかに関しては、教科書とカリキュラムが詳細に規定している。意思決定はカリキュラム監督者、教師養成の専門家及び外部のコンサルタントによってなされる。」と記しているのを紹介したが、それは日本の状況にも当てはまる。

アメリカでは教師による教師のための認証団体 NBPTS を設立し、熟練教師のための基準を作成し、その基準を満たしている教師に NBPTS の資格 (NB certification) を与え、授業の質を高めることによって教育改革を行おうとしている。それは、教員の「専門職的自律性」の確立を目指す専門職

化運動の1つでもある。日本には「教師(のための)基準」はなく、文部科学省が規定する教職課程(課程認定)があるだけである。

日本でも「専門職的自律性」を確立する方法の1つとして、教員組織が自発的にNBPTSのような資格基準を作成することが考えられる。佐藤は、2015年刊行の『専門職として教師を育てる』26)で「教職専門性基準(professional standards of teaching)」を提唱したところ、中央教育審議会は「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について: 学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて」27) (以下「答申」)の中で佐藤の「基準」を「教員育成指標」へ翻案している、と論じている28)。佐藤によると、「教員育成指標」は「教職専門性基準」の具体化と認識されているが、この両者は性格を異にしている。

そして、佐藤は次のように論じる。

「教員育成指標」は、教職生活の段階ごとに学びの達成目標を示すものであるが、「教職専門性基準」は、教師としての学びが専門家としてふさわしい学びになるための基準を示すものであり、教師が専門家であるための学びの要件を示している。教職専門の自律性を目的としない「教員育成指標」は、教師の学びの創意や自主性を考慮することなく、官僚主義的に統制する危険性が生じる29)。

佐藤はまた、「答申」は、1) 養成・採用・研修を一貫する教師教育のグランドデザインを提言しているが、教師教育改革のグランドデザインにおいて大黒柱となるべき教職の高度化、専門職化、自律性の確立という三つの最重要課題が脱落している、2) 「答申」は教師を「専門職(profession)」として認めず、通常の公務員と同様の「実務家」としてしか認めていない、3) 教職の専門職化には現行法の改正と財政政策の変更(財政の担保)が必要であり、それらは中央教育審議会の権限を越えている、とも論じている30)。

上記のように、日本における教職の専門職化は難問を抱えているようであるが、差し当たり実現可能性のある提案は中央教育審議会の教員養成部会等に教師代表が含まれるようにすることであると思われる。

アメリカでは、2019年のPDK International and Gallup調査によると、調査対象556人の約半数の教師がこの2、3年の間に教師を辞めようと思ったことがあるという。辞めようと思った主たる理由として給料が安く、過小評価されていることを挙げている31)。日本では給料の低さは課題として挙がらないが、勤務時間と学級サイズが問題としてよく挙げられる。日本の中学校の教師の1週の平均的な勤務時間数は56時間であるのに、OECD 31国の平均は37.5時間である32)。学級サイズに関しては、小槌が次のように記している33)。

学校のクラス当たりの生徒数は、日本は小学校が27.2人、中学校が32.1人で、OECD各国の中でも最も多いレベル。OECD平均は小学校21.1人、中学校23.3人だ。日本は学級編成基準が小学校・中学校とも1クラス40人(小学1年は35人)だが、米国(カリフォルニア州)や英国のように1クラス当たりの生徒の上限を30人以下にして、きめ細かい指導を行う国も多く、少人数化が時代の流れになっている。

2021 年 3 月には「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、今後 5 年かけて学級編制の標準を現在の 40 人 (小学校第 1 学年は 35 人) から 35 人に引き下げられるが、それでも他の先進国と比べてその差は未だ大きい。そのような状況が影響していると推察されるが、日本でも教育職はあまり人気がなく、文部科学省は教師の確保に苦慮している³⁴⁾。そのような状況を思慮すると、「専門職的自律性」の確立を云々する前に、基盤的な教育環境 (教職の状況) の改善が先決であると思われる。

最近の日本での教育職の人気のなさの他の要因として、保護者との関係があるように思われる。NBPTS の教職に対する「5 つの中核概念」の 1 つに、「(前略) 家族やコミュニティとも協働し、学校の仕事を手伝ってもらい、生徒が機会、情報資源、多様性に接する機会を増やす」がある。それは日本の学校教育界にとっても参考になるように思われる。学校教育の目標は、21 世紀スキルの育成とか、いろいろな考え方があると思われるが、筆者は「ライブラリー・メディア基準」が論じるように、「市民性」と「生涯学習者」の育成であると推察する。「市民性」と「生涯学習者」の育成には、保護者や地域コミュニティとの協働や交渉が不可欠である。日本では「ペアレント・モンスター」という用語が出現したりしているが、それは異常な状況であり、保護者や地域コミュニティとの正常な関係ではないと推察する。

日本の学校図書館界にとって示唆するものがあるだろうか。「ライブラリー・メディア基準」は一応専門職として確立しているアメリカの SLMS の更なる確立への運動であると理解する³⁵⁾。日本の学校図書館の職員構成は「司書教諭」と「学校司書」という 2 種の職務という不安定な状況にある。何故「不安定」かと言うと、「司書教諭」は校務分掌としての職務であり、文部科学省の作成している「学校図書館ガイドライン」の中で、その職務は「学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい」³⁶⁾、と記しているが、それらは「ライブラリー・メディア基準」、「Danielson モデル」、ジョージア州の「スクール・ライブラリアン評価ツール」等を参考にする限り、校務分掌では到底遂行できない専任の職務である。このような不安定な職員構成の状況の中で、アメリカの SLMS や ASLMS の評価基準から参考にすべきものがあるとなれば、日本ではまずは従来型の「Danielson モデル」の実現を目指すべきではないか、と推察される。

アジアの国々の教育界や学校図書館界にとっては参考になる部分が多くあるように思われる。図書館学が図書館情報学に変貌することによって、中立的性質の強い「情報」が強調され、学校図書館や公共図書館及び図書館学がコミットしていた「アクセス、公平性及び多様性」が軽視されがちである。特に発展途上国が多いアジアの国々の図書館情報学の研究者の間では、図書館情報学の元 (前身) である図書館学の本質 (コミット) の 1 つである社会的公正としての「アクセス、公平性及び多様性」が等閑にされているように思われる。学校 (学校図書館を含む) や公共図書館で可能な限り多くの人々に「アクセス、公平性及び多様性」が保障されてはじめて、またその解決法を提示 (提案) してはじめて、図書館学や図書館情報学の隆盛を誇りにすべきであると思われるが、アジアの国々ではそ

のような努力の跡が見られず憂慮される。

5 終わりに

この論稿では、NBPTS の「ライブラリー・メディア基準」を概観・考察した。アメリカは資格社会と言われ、説明責任を重んずる国でもあり、それ故に多種多様の「基準」が作成されていると思われる。学校図書館関係では、AASL の全米学校図書館プログラム基準や SLMS 養成基準、州レベルでは学校図書館プログラム基準や SLMS の資格・評価基準等が作成されている。NBPTS の「ライブラリー・メディア基準」は ASLMS のための基準であり、一応評価基準である。しかし、アリゾナ州やカリフォルニア州等では資格基準にも援用している。評価基準は評価される人が資格に値するかどうかを測る目安でもあるので、評価基準が資格基準に援用されてもおかしくないかも知れない。

佐藤によると、1989 年のベルリンの壁の崩壊による冷戦構造の崩壊、それに連動したグローバリゼーションが始まった。そして、アメリカでは、1980 年代に『危機に立つ国家』(A Nation at Risk) と『備えある国家』の政治的 (教育的) 対立が生じた。『危機に立つ国家』は共和党右派の新自由主義と新保守主義、『備えある国家』は民主党左派の社会民主主義を基盤とする政策文書であった。その後、前者は 2002 年の「落ちこぼれ防止法」(No Child Left Behind Act) による「スタンダード」と「メリット・ペイ」と「説明責任」による教師統制の政策、後者は NBPTS による教職の専門職化によるオートノミーの樹立を求める改革へと連続している 37)。

以上の佐藤が論じるように、アメリカの教育界 (特に政策的側面) は複雑であるようであるが、この論稿ではそこまでは立ち入らずに論を進めていることを記しておきたい。

日本には基準を作成して個人の能力を測定することを嫌う風土があるように思われる。しかし、基準は運用次第で現代社会においては極めて有効な手段であると思われる。本田によれば、日本でも個人の能力を測定の動きがあるようである 38)。日本の学校図書館界も図書館専門職員に必要な知識、スキル、能力に関する基準を作成することが重要であると推察される。

注および引用文献

- 1) “Excerpts from the Carnegie Report on Teaching,” *New York Times*, May 16, 1986.
<<https://www.nytimes.com/1986/05/16/us/excerpts-from-the-carnegie-report-on-teaching.html?pagewanted=all>>. [引用日: 2021-7-17]
- 2) National Board for Professional Teaching Standards, *Mission and History*. <<https://www.nbpts.org/mission-history/>>. [引用日: 2021-7-17]
- 3) National Board for Professional Teaching Standards, *Choosing the Right Certificate: Information by Certificate Area*. 2019. <https://www.nbpts.org/wp-content/uploads/Choosing_the_Right_Certificate.pdf>. [引用日: 2021-7-17]
- 4) D. E. Kachel and K. C. Lance. “Changing Times: School Librarian Staffing Status,” *Teacher Librarian*. April 2018. <ChangingTimes:SchoolLibrarianStaffingStatus|

- TeacherLibrarian>. [引用日: 2021-7-17]. 大城善盛「アメリカ・アイオワ州のティーチャー・ライブラリアンに関する考察」『Journal of I-LISS Japan』 3(2), 2021, p.4-32. 大城善盛, 塩見 橘子, 坂下直子「アメリカ・フロリダ州の学校図書館職員の状況」『図書館界』 73(2), July 2021, p.114-120.
- 5) National Board for Professional Teaching Standards, *Library Media Standards*. 2nd ed. 2012. With Preface revised in 2015. p.8-10. <<https://www.nbpts.org/wp-content/uploads/ECYA-LM.pdf>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 6) *ibid.*.
 - 7) P. Sorensen, “All Aboard!” for National Board Certification for Library Media Specialists!, 2001. <<https://www.infotoday.com/MMSchools/nov01/sorensen.htm>>. [引用日: 2021-6-30]
 - 8) School Library Connection, *State by State Certifications*. <<https://schoollibraryconnection.com/Glossary/StateCertifications/1959400/>>. [引用日: 2021-6-30]
 - 9) C. P. Garry, “The Revised National Board Library Media Standards and You,” *School Library Monthly*. 27(3), 2010, p.9-11. <<https://eric.ed.gov/?id=EJ906675>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 10) National Research Council, *National Board Certification Identifies Strong Teachers, But Many School Systems Are Not Using Board-Certified Teachers’ Expertise*. 2008. <<https://www8.nationalacademies.org/onpinews/newsitem.aspx?RecordID=12224>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 11) National Board for Professional Teaching Standards, *More Than 4,000 Teachers Nationwide Achieved National Board Certification, Profession’s Mark of Accomplished Teaching*. 2014. <<https://www.nbpts.org/newsroom/more-than-4000-teachers-achieve-national-board-certification-professions-mark-of-accomplished-teaching/>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 12) J. Cowan and D. Goldhaber, *National Board Certification and Teacher Effectiveness: Evidence from Washington*. 2015. <<https://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download?doi=10.1.1.1063.5887&rep=rep1&type=pdf>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 13) National Strategic Planning and Analysis Research Center of Mississippi State University, *The Impact of National Board Certified Teachers on the Literacy Outcomes of Mississippi Kindergarteners and Third Graders*. 2017. <http://www.nbpts.org/wp-content/uploads/NBCT_MS_Report.pdf>. [引用日: 2021-7-17]
 - 14) Center for Educator Recruitment, Retention, and Advancement of the State of South Carolina, *Updated: Retaining SC Teachers Through National Board Certification*. <https://www.nbpts.org/wp-content/uploads/nbct_retention_paper_spring_2020.pdf>. [引用日: 2021-7-17]. 因みに, 2019 年の PDK International and Callup 調査によると, 調査対

- 象 556 人の約半数の教師がこの 2, 3 年の間に教師を辞めようと思ったことがあるということである。辞めようと思った主たる理由として、給料が安く、過小評価されていることを挙げている。そして、55% の教師が自分の子を教師にさせたくないと思っている。その理由としては不当な給与・付加給付金、職場のストレス、尊敬のなさ (過小評価) を挙げている。因みに、調査対象になった (公立学校の) 教師のプロフィールを記すと、76% は白人である。92% が学士号もしくはそれ以上、58% が修士号もしくはそれ以上の学位を有している。年間給与は他の学士号保持者の人と比べて低い。(筆者は、そのプロフィールは全米的なものであると理解する。) 参照: PDK Poll, *Frustration in the Schools. The 51st Annual PDK Poll of the Public's Attitudes Toward the Public Schools*. <https://kappanonline.org/wp-content/uploads/2019/08/pdk_101_1_PollSupplement.pdf>. [引用日: 2021-7-17]
- 15) 照屋翔大「アメリカにおける“教育の専門性”をめぐる現状と課題—NBPTS による優秀教員資格認定の取り組みに着目して」『日本教育経営学会紀要』59, 2017, p.58–72. [引用日: 2021-7-17]
 - 16) アメリカの公教育における社会的公正に関しては、次の文献をも参照: L. A. Bell, “Theoretical Foundation for Social Justice Education,” *Teaching for Diversity and Social Justice*. ed M. Adams, L. A. Bell, and P. Griffin, Routledge / Taylor & Francis Group, 2007, p.1–14. 青木香代子「アメリカにおける社会正義のための教育の可能性: 多文化教育の批判的検討を通して」『茨城大学全学教育機構論集グローバル教育研究』2, 2019, p.103–115. <<http://hdl.handle.net/10109/13724>>. [引用日: 2021-7-17]. 佐藤仁「アメリカにおける“社会正義を志向する教師教育”に関する一考察—アクレディテーションの果たす機能」『名古屋高等教育研究』20, 2020, p.195–212. <<https://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/publications/journal/no20/11.pdf>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 17) American Association for School Librarians, *AASL's L4L Sample School Librarian Performance and Evaluation System*. 2009.
 - 18) S. Huffman and W. R. Rogers. *Evaluating the School Librarian Using the Danielson Model*. 2013. <<https://slideplayer.com/slide/6021755/>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 19) Kentucky Department of Education, *Kentucky Framework for Teaching*. 2017. <<https://www.fcps.net/cms/lib/KY01807169/Centricity/Domain/9729/Kentucky%20Framework%20for%20Teaching%202017.pdf>>. [引用日: 2021-7-17].
Warrensville Heights City School District (State of Ohio), *Warrensville Heights City School District - Teacher Librarian Evaluation Rubric*. 2014. <<https://www.warrensville.k12.oh.us/Downloads/OTES%20Rubric%20Library%20Media2.pdf>>. [引用日: 2021-7-17].
Tenafly Public Schools (State of New Jersey), *Danielson Library Media Specialist Rubric Blank*. 2019. <<https://www.tenaflyschools.org/site/handlers/filedownload.ashx?moduleinstanceid=30181&dataid=21980&FileName=Danielson%20Library%20Media%20Specialist%20Rubric%20Blank.pdf>>. [引用日: 2021-7-17]
 - 20) C. C. Kuhlthau, L. K. Maniotes, and A. K. Caspari, *Guided Inquiry: Learning in the 21st Century*. 2nd ed. 2015.

- 21) Georgia School Library Media Specialist Consortium and Georgia Library Media Association, *School Librarian Evaluation Instrument*. [2019]. <https://www.cobblibrarymedia.com/uploads/7/8/4/0/78403850/slei_2018-19__july__.pdf>. [引用日: 2021-7-17]
- 22) しかし, SLMS の「リーダーシップ」役割については, 筆者は一種の疑問を抱くこともある。と言うのは, シャノン (D. M. Shannon) が 2008 年にサウスカロライナ州の 174 人の SLMS を調査したところ, 126 人 (約 72%) が教師経験者である。また, 123 人のうち 20 人が教員が嫌になって SLMS に転職しているということである。人数は明確でないが, 「より可能性を求めて」, 「オプション」, 「代替」と答えた人も居たようである。もちろん, 「新しいテクノロジーと情報リテラシーに関心があつて」, 「読書と生徒に関心があつて」等の理由で職替えした人も居たようである。イースト・テネシー州立大学 (East Tennessee State University) は 2021 年現在, Web サイトで教師に SLMS になるよう (鞍替えするよう?) 呼び掛けている。そのような状況を勘案すると, アメリカの SLMS は現在でも教師歴を持った人が多いと推察される。シャノンの職替えの理由等を読むと, 果たしてアメリカの SLMS に「リーダーシップ」を期待して良いのかどうか, 疑問を感じたりする。「ライブラリー・メディア基準」の対象は ASLMS であり, 「リーダーシップ」は当然かも知れないが, AASL 作成の全米基準等も SLMS に「リーダーシップ」を求めている。「リーダーシップ」は理論追求の結果出て来る要件か, もしくは理念の 1 つであるとも推測される。参照: D. M. Shannon, “School Librarianship: Career Choice and Recruitment,” *Journal of Education for Library and Information Science*. 49(3), 2008, p.210–229. <https://scholarcommons.sc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1038&context=libsci_facpub>. [引用日: 2021-7-17]. East Tennessee State University, *School Librarianship*. <<https://www.etsu.edu/online/graduate-degrees/school-librarianship.php>>. [引用日: 2021-7-17]
- 23) National Board for Professional Teaching Standards, *op. cit.* 5), p.4–7.
- 24) IFLA, *IFLA School Library Manifesto (2021)*. <https://www.ifla.org/files/assets/school-libraries-resource-centers/publications/ifla_school_manifesto_2021.pdf>. [引用日: 2021-7-17]. 1999 年の「IFLA/UNESCO 学校図書館宣言」にも同様な記述が見られる。参照: IFLA and UNESCO, *IFLA/UNESCO School Library Manifesto 1999*. <<https://www.ifla.org/publications/iflaunesco-school-library-manifesto-1999>>. [引用日: 2021-7-17]
- 25) IFLA/UNESCO *Public Library Manifest 1994*. <<https://www.ifla.org/publications/iflaunesco-public-library-manifesto-1994>>. [引用日: 2021-7-17]
- 26) 佐藤学『専門職として教師を育てる: 教師教育改革のグランドデザイン』岩波書店 2015.
- 27) 中央教育審議会『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い, 高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～』2015. <https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf>. [引用日: 2021-7-27]
- 28) 佐藤学「転換期の教師教育改革における 危機と解決への展望」『日本教師教育学会年報』 25, 2016, p.8–15. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsste/25/0/25_8/_pdf>. [引用日: 2021-7-27]

- 日: 2021-7-26]
- 29) 同上 28)
- 30) 同上 28)
- 31) Center for Educator Recruitment, Retention, and Advancement of the State of South Carolina, *op. cit.* 14).
- 32) 国立教育政策研究所『教員環境の国際比較: OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS)2018 報告書: 学び続ける教員と校長一への要約』p.11. <https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/pdf/talis2018_summary.pdf>. [引用日: 2021-7-17]
- 33) 小槌健太郎「OECD, 2020 年版「図表でみる教育」を発行」『教育と ICT Online』. 2020.09.14. <<https://project.nikkeibp.co.jp/pc/atcl/19/06/21/00003/091400129/?P=2>>. [引用日: 2021-7-17]
- 34) 「文科省, 初めて教員不足の全国調査へ 免許更新制見直し議論に活用」『毎日新聞』. 2012.4.6. <<https://mainichi.jp/articles/20120406/k00/00m/040/105000c>>. [引用日: 2021-7-17]. クラス人数の引き下げや教員数に関しての財源確保に関して, 文部科学省と財政制度審議会のやり取りがあり, 次の文献が参考になる。参照: 文部科学省「財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会 (令和 2 年 10 月 26 日) 資料についての文部科学省の見解 (教職員定数関係)」2020. <https://www.mext.go.jp/content/20201027-mxt_kouhou02-000010677_1.pdf>. [引用日: 2021-10-1]. また, 2000 年代における自己負担による県や市町村でのクラス人数の引き下げに関しては, 次の文献が参考になる。参照: 青木栄一『地方分権と教育行政—少人数学級編制の政策過程』勁草書房, 2013. なお, 文部科学省の財源獲得の能力に関しては, 次の文献が参考になる。参照: 青木栄一『文部科学省: 揺らぐ日本の教育と学術』(中公新書 2635), 中央公論新社, 2021.
- 35) アメリカの SLMS が専門職として確立しているかどうか, 疑問を持つ人が居るかも知れないが, 筆者は, アメリカ労働統計局が職業項目として「ライブラリアンとライブラリー・メディア・スペシャリスト」(librarians and library media specialists) を挙げているので, 一応確立していると理解している。参照: U.S. Bureau of Labor Statistics. *Librarians and Library Media Specialists*. 2021. <<https://www.bls.gov/ooh/education-training-and-library/librarians.htm>>. [引用日: 2021-7-17]
- 36) 文部科学省「別添 1 “学校図書館ガイドライン”」. 2016. <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm>. [引用日: 2021-7-21]
- 37) 佐藤学「教師教育の国際動向=専門職化と高度化をめぐる」『日本教師教育学会年報』 20, 2011, p.47-54. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsste/20/0/20_47/_pdf/-char/ja>. [引用日: 2021-7-26]
- 38) 本田由紀『教育は何を評価してきたか』(岩波新書 1929) 岩波書店, 2020, p.278-280.